

平成29年度補正予算
省エネルギー設備の導入・運用改善による
中小企業等の生産性革命促進事業

省エネ診断実施機関 登録要領

平成30年6月

1. 事業概要		
1-1	事業名称	5
1-2	省エネ診断実施機関の登録	5
1-3	省エネ診断実施機関登録の対象となる事業者	5
1-4	省エネ診断のスキーム	6
1-5	省エネ診断の実施費用	7
1-6	省エネ診断の完了期限及び省エネ診断完了報告書の提出期限	7
1-7	本事業における省エネ診断の流れ	8
2. 省エネ診断実施機関の登録		
2-1	登録申請	11
2-2	登録申請時の提出書類	11
2-3	提出先	13
2-4	提出期限	13
2-5	登録完了	13
2-6	登録申請にあたっての留意事項	13
2-7	お問い合わせ先	14
3. 省エネ診断の実施業務		
3-1	省エネ診断実施前の研修	17
3-2	省エネ診断依頼	17
3-3	補助事業者との事前調整	17
3-4	省エネ診断の実施体制	17
3-5	省エネ診断の実施	17
3-6	診断結果の報告	18
3-7	省エネ診断完了の報告	18
3-8	その他、留意事項	19
4. 申請書類		
	申請書類	21
5. 診断結果の報告書(参考)		
	診断結果の報告書の作成例	31

1.事業概要

1. 事業概要

1-1. 事業名称

平成29年度 省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業

1-2. 省エネ診断実施機関の登録

本事業は、民間団体等が行う省エネルギー性能の高い機器及び設備の導入と合わせて、エネルギー使用量を系統的に整理、蓄積するために必要となる計測装置等の導入(以下「補助事業」という。)に要する経費の一部を補助する事業及び補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)を対象とした省エネルギー設備導入後における省エネに関する専門家の派遣(以下「省エネ診断」という。)を実施する事業である。

本件は、補助事業者を対象とした省エネ診断を実施する機関(以下「省エネ診断実施機関」という。)として登録する事業者を公募するものである。

1-3. 省エネ診断実施機関登録の対象となる事業者

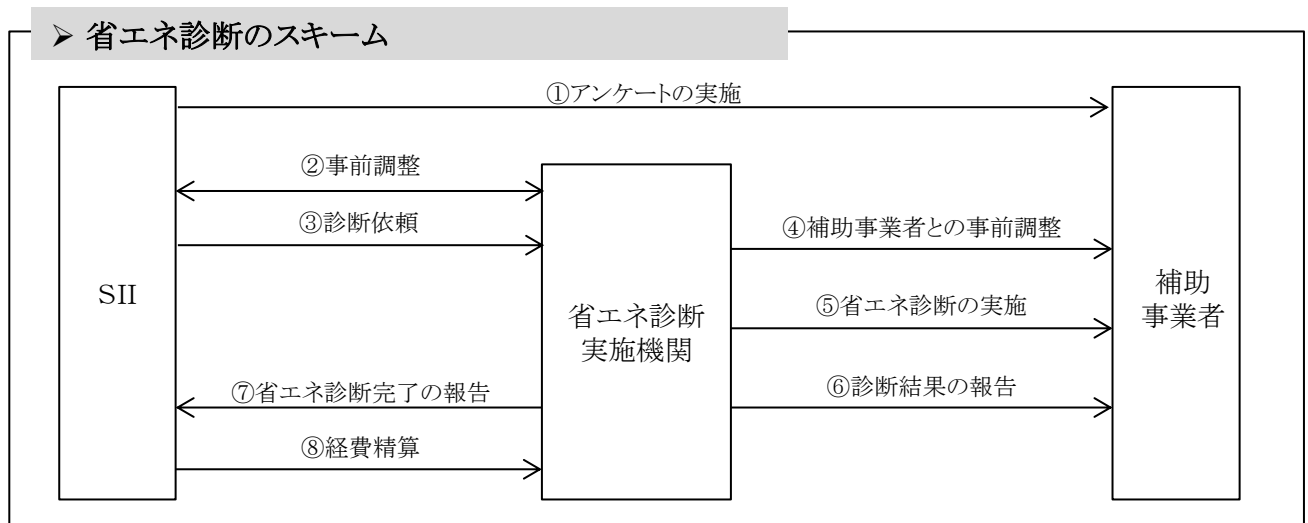
省エネ診断実施機関の登録申請をする者(以下「申請者」という。)は、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 国内において法人登記がなされ、事業活動を営んでいる法人及び団体等であること。
※ 個人事業主は対象外とする。
- ② 直近3年間において、複数年にわたり国や自治体等における事業において省エネ診断の実績を有する者又はESCO事業、エネマネ事業におけるエネルギー管理支援サービスの提供、コミッションング等、現に営んでいる事業において省エネ診断の実績を有する者であって、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が省エネ診断実施機関として適切であると認められる者であること。
- ③ 補助事業の完了から平成31年1月31日(木)までの間において、省エネ診断実施機関として最低10件以上の省エネ診断の実施が可能であること。
- ④ 省エネ診断を行う専門家(エネルギー管理士や電気主任技術者等の技術資格を有する者又はこれと同等と認められる技能を有する者)を複数配備できること。
(技術資格の例:エネルギー管理士、技術士、建築士、電気主任技術者、ガス主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者 等)
- ⑤ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
- ⑥ SIIが定める「秘密保持誓約事項」(28ページ)及び「暴力団排除に関する誓約事項」(29ページ)について誓約できること。
- ⑦ 省エネ診断を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。

1. 事業概要

1-4. 省エネ診断のスキーム

省エネ診断実施機関が行う省エネ診断は、以下のスキームにより実施する。



① アンケートの実施

SIIは、補助事業の交付決定後、補助事業者に対しアンケートを実施し、補助事業の導入設備以外の既存設備の設置状況や事業所全体のエネルギー使用量等を把握する。

② 事前調整(省エネ診断実施機関と補助事業者のマッチング)

- SIIは、正式な診断依頼に先立ち、アンケート結果を踏まえ、業種や既存設備設置状況等の事業所特性を考慮の上、省エネ診断実施機関と補助事業者のマッチングのための事前調整を行う。
- 連絡を受けた省エネ診断実施機関は、省エネ診断の対応可否について検討し、速やかにSIIへ連絡をすること。

③ 診断依頼

SIIは、②の事前調整を踏まえ、正式に省エネ診断実施機関への省エネ診断を依頼するとともに、補助事業者との事前調整に必要な情報を提供する。

④ 補助事業者との事前調整

- ③により省エネ診断の依頼を受けた省エネ診断実施機関は、速やかに補助事業者と省エネ診断の実施に向けたスケジュール調整等を行うこと。
- 補助事業者との調整が整い次第、省エネ診断の実施日、実施する専門家、行程、実施概要等を明記した省エネ診断実施計画書を作成の上、速やかにSIIへ提出すること。

⑤ 省エネ診断の実施

- 原則、専門家2名を補助事業の実施場所へ派遣し、設備の使用状況等のヒアリングを行い、省エネ診断を実施すること。

※ 導入設備及び既存設備のエネルギー種別が限定された事業所等については、SIIの指示に基づき、派遣する専門家を1名とする場合がある。

詳細については、省エネ診断実施機関として登録後に配布する省エネ診断実施マニュアルを参照のこと。

1.事業概要

⑥ 診断結果の報告

- 省エネ診断終了後、診断結果を報告書として取りまとめ、その内容に基づき、補助事業者に対して運用改善等の提案を行うこと。
- 補助事業者より詳細な説明を求められた場合、SIIとの調整の上、現地に専門家(1名)を派遣する場合がある。

⑦ 省エネ診断の完了報告

- 診断結果を補助事業者へ報告した後、SIIが定めた期限までに、SIIが別に定める省エネ診断完了報告書を提出すること。
- 省エネ診断完了報告書の提出にあたっては、診断結果の報告書及び診断費用等の経費精算に必要な書類も併せて提出すること。

⑧ 省エネ診断の経費精算

SIIは、⑦の省エネ診断完了報告書の提出等を踏まえ、省エネ診断実施機関に対して、診断費用や旅費等の経費を支払う。

1-5. 省エネ診断の実施費用

① 省エネ診断費用

- 専門家2名を派遣する省エネ診断費用は、定額573,000円(税込)とする。
なお、省エネ診断結果を現地にて説明する場合は、定額633,000円(税込)とする。
- 専門家1名を派遣する省エネ診断費用は、定額359,000円(税込)とする。
なお、省エネ診断結果を現地にて説明する場合は、定額419,000円(税込)とする。

② 旅費

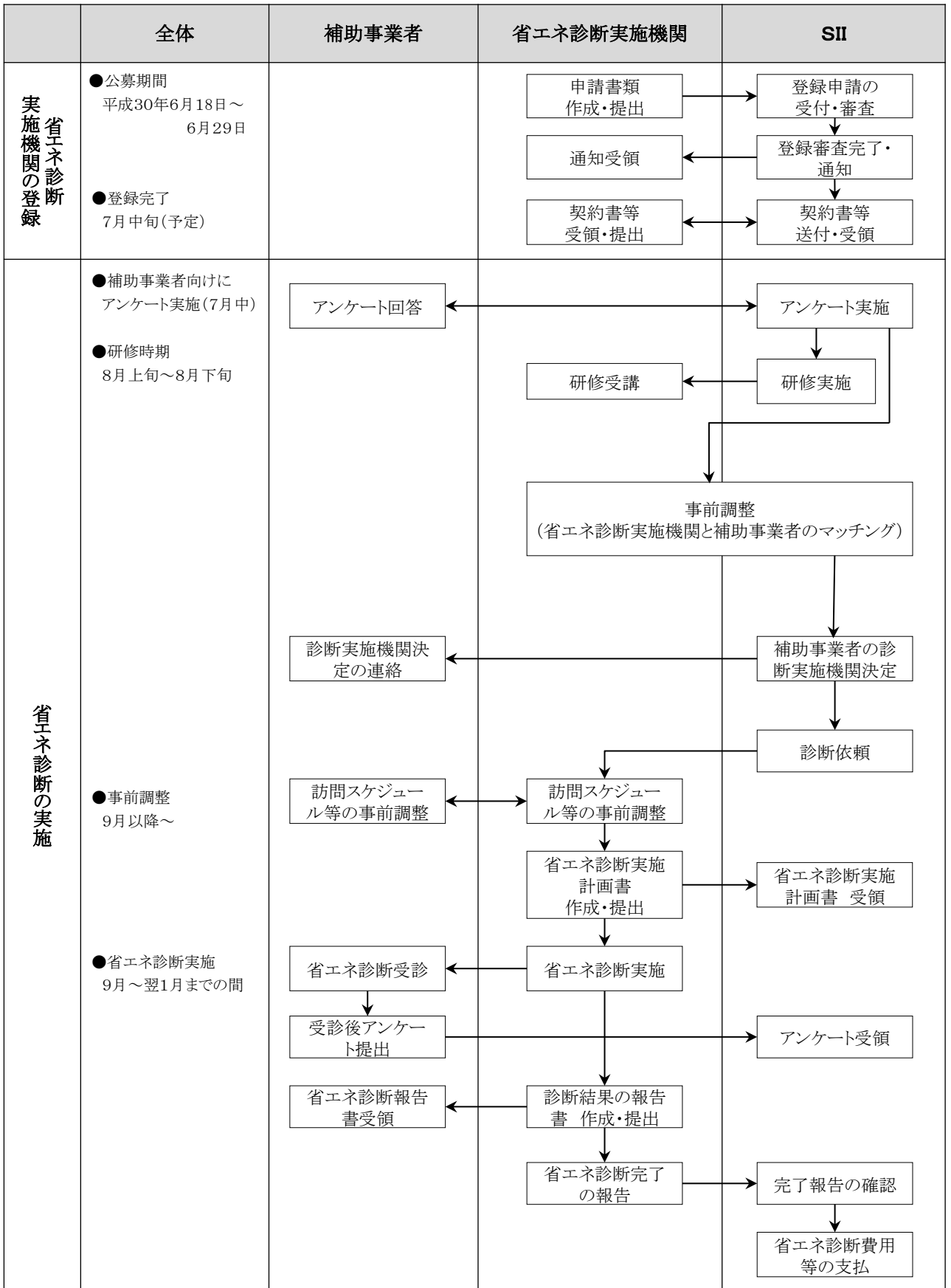
- 省エネ診断に要する旅費は、SIIが定める旅費規程に準じて、実費を支払う。
- 宿泊については、省エネ診断実施機関がSIIへ提出した省エネ診断実施計画書をもとに、実施場所に前泊が必要と認められる場合のみ、SIIが定める旅費規程に準じて、宿泊費の実費(上限11,000円)を支払う。

1-6. 省エネ診断の完了期限及び省エネ診断完了報告書の提出期限

- 省エネ診断は、原則、平成31年1月31日(木)までに完了させること。
- 省エネ診断後、30日以内又は平成31年2月14日(木)(17時必着)のいずれか早い日までに、SIIへ省エネ診断完了報告書を提出すること。

1.事業概要

1-7. 本事業における省エネ診断の流れ



2.省エネ診断実施機関の登録

2.省エネ診断実施機関の登録

2-1. 登録申請

① 省エネ診断実施機関の登録

SIIは、登録申請について公募を行う。

SIIホームページ(<https://sii.or.jp/>)に登録関連情報を随時公表する。

② 登録申請期間

平成30年6月18日(月) ～ 6月29日(金) (17時必着)

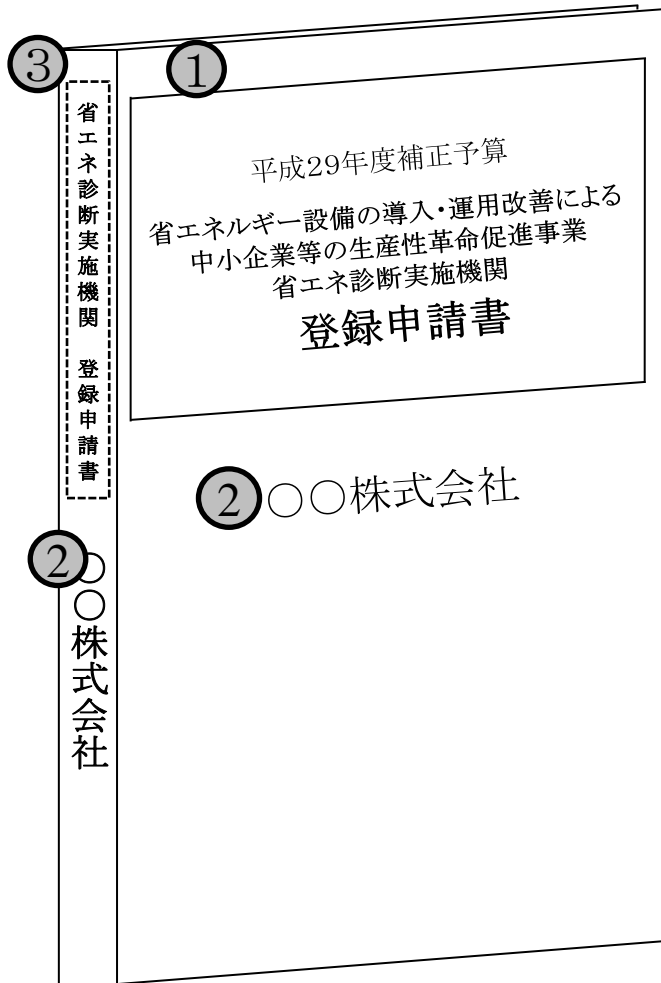
2-2. 登録申請時の提出書類

申請者は、SIIホームページから以下の申請書類をダウンロードの上、必要事項を記入するとともに必要な添付書類を揃えてファイリングし、一般社団法人環境共創イニシアチブ宛てに郵送する。

文書番号	書類名称	書式	入手方法	備考
様式1	省エネ診断実施機関 登録申請書	指定	ホームページよりダウンロード	押印された原本を提出すること。
別紙1	会社(組織)情報	指定	ホームページよりダウンロード	
別紙2	役員名簿	指定	ホームページよりダウンロード	
別紙3	省エネ診断事業等の実績	指定	ホームページよりダウンロード	
別紙4	管理責任者情報	指定	ホームページよりダウンロード	
別紙5	省エネ診断実施予定者情報	指定	ホームページよりダウンロード	
別紙6	対応可能な省エネ診断	指定	ホームページよりダウンロード	
添付1	直近1年分の決算書類	自由	—	
添付2	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書/現在事項全部証明書)発行から6か月以内のもの※写しも可	自由	—	
添付3	現在使用している省エネ診断報告書のフォーマット	自由	—	

2.省エネ診断実施機関の登録

◇ ファイルの参考例



【ファイルの作成方法】

指定ファイル:A4判・2穴タイプ

※ 背表紙があるファイルを使用

・申請書類はA4判のファイル(2穴タイプ、ハードタイプ)で綴じ、表紙には下記の項目を記入すること。

- ① 事業名称
- ② 申請者名

背表紙には下記の項目を記入すること。

- ② 申請者名
- ③ 「省エネ診断実施機関 登録申請書」と記入すること。

・ファイルは、中身の書類に応じた厚さにすること。
・全ての書類には穴を開け、直接ファイリングすること(クリアフォルダには入れない)。書類の左側には十分な余白をとり、記入部分に穴がかからないようにすること。

・袋とじは不可。

・書類のホチキス留めは不可。

・**全ての申請書類一式をファイリングして申請すること。**

なお、申請者は提出書類全ての写しをとって控え書類を作成して保管し、保管書類をもってSIIからの問い合わせ等に対応できるようにすること。

【ファイリングの方法】

・各書類の最初には、該当する書類名称(「2-2. 登録申請時の提出書類」P.11参照)を記入したインデックスつきの中仕切りを挿入する。
(書類自体にはインデックスをつけない)

例) 「様式1 省エネ診断実施機関 登録申請書」の文書番号は「様式1」と記入する。

各書類間に
中仕切りをつける。

インデックスにP.11の文書番号と
書類名称を記入

2.省エネ診断実施機関の登録

2-3. 提出先

郵送先	〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル6階 一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第一グループ 省エネ診断担当 宛
-----	---

登録申請書 在中

- ※ 申請書類は、原則、配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で郵送すること。
- ※ 申請書類の到着状況についての個別の問い合わせは受け付けないので注意すること。
- ※ SIIへの直接持ち込みは不可。
- ※ 申請書類は返却しないため、必ず写しを控えておくこと。

2-4. 提出期限

申請書類は、平成30年6月29日(金) (17時必着)までに提出すること。

2-5. 登録完了

SIIは、申請書類の内容(登録要件の確認及び財務状況等)に基づき、有資格者の有無等を審査の上、省エネ診断実施機関として適切と認めた事業者を登録する。登録完了後、SIIより別途、登録通知書と併せて契約書等を送付する。

なお、省エネ診断実施機関として登録されても、依頼する省エネ診断の件数等を約束するものではないので、予め留意すること。

2-6. 登録申請にあたっての留意事項

- 本登録要領に記載されている内容を十分に確認した上で、申請すること。
- 申請書類について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者の申請は無効とする。
- 申請書類作成に要する費用は申請者の負担とする。
- 申請書類に記載された情報は、補助事業を円滑に実施するため、資源エネルギー庁に提供する場合がある。
- 申請書類の提出後、補足資料の提出を求める場合がある。その場合、遅滞なく当該資料を提出すること。
- 登録完了後、省エネ診断実施機関名等をSIIのホームページ等に掲載する場合がある。ただし、省エネ診断実施機関の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は、原則公開しない。

2-7. お問い合わせ先

公募に関するお問い合わせ、登録申請方法等の相談・連絡

一般社団法人環境共創イニシアチブ

「平成29年度補正予算省エネルギー設備の導入・運用改善による
中小企業等の生産性革命促進事業」における省エネ診断に関する
お問い合わせ窓口

TEL:0570-077-317 (ナビダイヤル)

※ IP電話からのお問い合わせ TEL:042-303-4215

受付時間 10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)

ホームページ: <https://sii.or.jp/>

3.省エネ診断の実施業務

3.省エネ診断の実施業務

3-1. 省エネ診断実施前の研修

登録された省エネ診断実施機関は、省エネ診断の実施前に、派遣する予定の専門家にSIIが開催する研修を受講させること。(平成30年8月開催予定)

- 研修の対象者は、申請書類の別紙4「管理責任者情報」及び別紙5「省エネ診断実施予定者情報」に記載のある管理責任者(法人における本事業に係る業務(省エネ診断)の実施を責任をもって管理する者)及び実施予定者(現地において省エネ診断を実施する者)とする。
- 管理責任者は、必ずSIIが開催する研修を受講すること。また、実施予定者はSIIが開催する研修又はeラーニングを受講すること。
- 管理責任者等が研修を受講するための旅費は、SIIが定める旅費規程に準じて、実費を支払う。

3-2. 省エネ診断依頼

SIIは、補助事業者のアンケート結果等を踏まえて補助事業者の特性等を考慮の上、省エネ診断実施機関を選定し、省エネ診断を依頼する。

※ 原則、依頼した省エネ診断について、省エネ診断実施機関は対応すること。但し、やむを得ない理由で対応が困難な場合は、SIIに相談すること。

※ SIIから依頼を受けた省エネ診断を外部に再委託、あるいは外注することは認めない。

3-3. 補助事業者との事前調整

省エネ診断の依頼を受けた省エネ診断実施機関は、省エネ診断の実施対象の補助事業者に対し、事前に連絡し、省エネ診断の実施に向けたスケジュール調整等を行うこと。

また、補助事業者との調整が整い次第、省エネ診断の実施日、実施する専門家、行程、実施概要等を明記した省エネ診断実施計画書を作成の上、速やかにSIIへ提出すること。

3-4. 省エネ診断の実施体制

原則、専門家2名を補助事業の実施場所へ派遣し、設備の使用状況等のヒアリングを行い、省エネ診断を実施すること。

なお、導入設備及び既存設備のエネルギー種別が限定された事業所等については、SIIの指示に基づき、派遣する専門家を1名とする場合がある。

3-5. 省エネ診断の実施

省エネ診断の主な実施内容は、以下のとおり。

※詳細については、別途配布する省エネ診断実施マニュアルを参照すること。

- ① 現状把握の為、設備の使用状況等についてヒアリング(補助事業者が抱える顕在的な課題だけでなく、潜在的な課題も抽出する努力をすること)
- ② ヒアリング内容や計測データ等を基に、設備の使用状況やエネルギー使用量を確認
- ③ 必要に応じて、補助対象設備や他の設備について追加の計測を実施
- ④ ヒアリング内容や計測データ等を基に、主に設備の運用改善による省エネの提案
- ⑤ その他、以下の点についての省エネの提案
 - 工場・ビル等における燃料や電気の使い方に関する事項
 - エネルギーの使用合理化につながる適切な設備管理、保守点検に関する事項
 - エネルギーロスに関する事項
 - 温度、湿度、照度等の適正化に関する事項

3-6. 診断結果の報告

省エネ診断終了後、診断結果を報告書として取りまとめ、その内容に基づき、補助事業者に対して運用改善等の提案を行うこと。また、診断結果の報告書には、以下の構成要素を含むこと。

- | |
|---|
| <p>I. 省エネルギー診断結果総括</p> <ul style="list-style-type: none">• エネルギー管理状況について• 年間エネルギー使用量、及び構成・特徴 <p>II. 省エネルギー診断結果詳細</p> <ul style="list-style-type: none">• 月別エネルギー使用量とグラフ• 月別電力使用量とグラフ• 時刻別電力使用量とグラフ• 改善提案(総括と提案一覧) |
|---|

< 診断結果の報告書作成時の留意点 >

- エネルギー使用量は事業所の実態を踏まえて合理的に算出されていること。
- 計算に用いる数値は、根拠が明確であり再検証可能であること。
- 運用改善提案は、事業所を総合的に診断した上で行うこと。
- 提案が具体的であり、容易に検討が可能であること。
- 補助事業者が継続的に実施可能な提案内容であること。
- 専門用語や略称は極力避け、平易な文章での説明を心がけること。

3-7. 省エネ診断完了の報告

- 診断結果を補助事業者へ報告した後、SIIが定めた期限までに、SIIが別に定める省エネ診断完了報告書を提出すること。
- 省エネ診断完了報告書の提出にあたっては、診断結果の報告書及び診断費用等の経費精算に必要な書類も併せて提出すること。
- 省エネ診断後、30日以内又は平成31年2月14日(木)(17時必着)のいずれか早い日までに、SIIへ省エネ診断完了報告書を提出すること。

3-8. その他、留意事項

- 省エネ診断の実施の際、SIIが立ち会う場合がある。
- 省エネ診断の進捗状況について、国又はSIIが中間報告を求めた場合、円滑に対応すること。
- 省エネ診断完了報告又は補助事業者からの情報等により、適切な省エネ診断が実施されていないとSIIが判断した場合、省エネ診断実施機関の登録を取消すことがある。また、その場合、当該省エネ診断に係る費用については精算を行わない。
- 省エネ診断結果の内容をSIIにて公表する場合がある。但し、補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれがある部分については、原則公表しない。
- 本事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、本事業の契約終了の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存すること。

4.申請書類

4. 申請書類

この書式は、SIIホームページからダウンロードの上出力のこと。

様式1

平成 年 月 日

一般社団法人環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

住所

名称

代表者等名

印

平成29年度補正予算省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の
生産性革命促進事業における 省エネ診断実施機関 登録申請書

省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業費補助金交付規程(SII-29V-規程-001)及び省エネ診断実施機関 登録要領に基づき、省エネ診断実施機関登録について、以下のとおり申請します。

記

1. 会社(組織)情報
別紙1のとおり
2. 役員名簿
別紙2のとおり
3. 省エネ診断事業等の実績
別紙3のとおり
4. 管理責任者情報
別紙4のとおり
5. 省エネ診断実施予定者情報
別紙5のとおり
6. 対応可能な省エネ診断
別紙6のとおり
7. その他添付資料
 - (1). 直近1年分の決算書類
 - (2). 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書/現在事項全部証明書)
 - (3). 現在使用している省エネ診断報告書のフォーマット

4. 申請書類

この書式は、SIIホームページからダウンロードの上出力のこと。

別紙1

【会社（組織）情報】

本社情報	会社名（組織名）か					
	会社名（組織名）					
	代表者等名か		セイ		メイ	
	代表者等名		姓		名	
	代表者役職名					
	本社所在地	郵便番号			都道府県	
		市区町村				
		丁目・番地				
	代表電話番号			FAX番号		
	ホームページURL					
管理担当者情報	担当者氏名か		セイ		メイ	
	担当者氏名		姓		名	
	部署名					
	役職名					
	住所	郵便番号			都道府県	
		市区町村				
		丁目・番地				
	部署電話番号					
	携帯番号（任意）					
メールアドレス						

※すべての項目に記入をすること。

※管理担当者情報に記載の担当者は、省エネ診断に関わる事務連絡等の業務管理担当者とする。

※管理担当者情報に記載の住所は、SIIより書類を郵送する際の送付先住所とすること。

※SII省エネ診断担当からの連絡は電子メールで行うため、業務で使用しているメールアドレスを必ず記入すること。

4. 申請書類

この書式は、SIIホームページからダウンロードの上出力のこと。

別紙3

会社(組織)名	
---------	--

【省エネ診断事業等の実績】

■年度別実績件数

診断事業種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
国、自治体等の省エネ診断事業	件	件	件
ESCO事業によるエネルギー管理支援サービス提供	件	件	件
エネマネ事業によるエネルギー管理支援サービス提供	件	件	件
コミッションング事業(その他事業含む)	件	件	件

■診断実績概要 (平成27年度以降、最低2件最大10件まで)

No.	診断先 事業者名	業種	省エネ診断概要	年間のエネルギー使用 量(原油換算値)	省エネ診断 実施時期
1				kl	始: 終:
2				kl	始: 終:
3				kl	始: 終:
4				kl	始: 終:
5				kl	始: 終:
6				kl	始: 終:
7				kl	始: 終:
8				kl	始: 終:
9				kl	始: 終:
10				kl	始: 終:

※省エネ診断概要には対象とした業種や設備等を取り上げ、具体的な診断内容がわかるように記入すること。

4. 申請書類

この書式は、SIIホームページからダウンロードの上出力のこと。

別紙4

会社(組織)名	
---------	--

【管理責任者情報】

■省エネ診断における管理責任者

氏名カナ	セイ		メイ	
氏名	姓		名	
在勤所在地(都道府県)				
部署名				
役職名				
部署電話番号				
携帯電話番号(任意)				
メールアドレス				
資格名				

台紙:資格証明書写し

※管理責任者は、法人における本事業に係る業務(省エネ診断)の実施を責任をもって管理する者とする。
※管理責任者は、SIIが開催する研修を必ず受講すること。

4. 申請書類

この書式は、SIIホームページからダウンロードの上出力のこと。

別紙5

会社(組織)名

【省エネ診断実施予定者情報】

■省エネ診断実施予定者

No.	氏名		氏名 カナ		資格名	在勤所在地 (都道府県)	責任者 (該当 に○)
	姓	名	セイ	メイ			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

※省エネ診断実施予定者はSIIが開催する研修又はeラーニングを受講すること。

4. 申請書類

この書式は、SIIホームページからダウンロードの上出力のこと。

別紙6

会社(組織)名	
---------	--

【対応可能な省エネ診断】

(1) 対応可能なエリア

原則、電力と熱の専門家2名体制で派遣可能なエリアと対応件数を月別に記入のこと

		1.北海道	2.東北	3.関東	4.北陸	5.中部	6.近畿	7.中国	8.四国	9.九州	10.沖縄
2018年	9月										
	10月										
	11月										
	12月										
2019年	1月										
										総数	

- ※各エリアの都道府県については、以下を参照のこと。
- 1.北海道: 北海道
 - 2.東北: 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
 - 3.関東: 東京都、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県
 - 4.北陸: 新潟県、富山県、石川県、福井県
 - 5.中部: 長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
 - 6.近畿: 滋賀県、和歌山県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
 - 7.中国: 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 - 8.四国: 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
 - 9.九州: 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
 - 10.沖縄: 沖縄県

(対応可能エリアについて)

- ・申請した対応件数は、SIIが省エネ診断実施機関に依頼する件数を確約するものではないことを、予め了承のこと。
- ・都道府県を区分したエリアの範囲内で、SIIが省エネ診断を依頼する。省エネ診断実施予定者の現住所から距離が離れた都道府県又は都市に所在する補助事業者が割り当てられる可能性があることを、予め了承のこと。

(2) 対応可能な設備区分 ※可能な区分に「○」を記入

高効率照明	高効率空調		産業 ヒートポンプ	業務用 給湯器	高性能 ボイラ	高効率コー ジエネレー ション	低炭素 工業炉	冷凍冷蔵 設備	産業用 モータ
	電気	ガス							

4. 申請書類

申請の際は、下記記載内容に同意するものとする。
(なお、本書式の提出は不要である。)

秘密保持誓約事項

当社(団体である場合は当団体)は、省エネ診断実施機関としての登録申請に当たって、本業務に従事する責任者ならびに実施者が以下の事項を遵守することを誓約いたします。

1. 秘密情報の定義

- ① 秘密情報とは、本誓約の前後を問わず本件従事にあたり本誓約一方当事者(以下「開示者」という)から本誓約の他方当事者(以下「被開示者」という)に対し、秘密として指定の上開示される一切の情報をいう。
- ② 前項の秘密情報には次の各号の一に該当するものを含まないものとする。
 - 1 開示されたときに既に公知であったもの。
 - 2 開示後、被開示者の責に帰せざる事由により公知になったことを証明したもの。
 - 3 開示されたときに被開示者が既に知っていたことを証明したもの(被開示者が独自に開発したもの、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの等)。
 - 4 開示後、被開示者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したことを証明したもの。
 - 5 法令、規則、裁判所の決定・命令および正当な権限を有する公的機関の命令等に基づき、開示を要求されたもの(ただし、開示にあたり事前に開示者への通知を要する)。

2. 秘密保持の確認

- ① 業務上知り得た、技術・営業および省エネ診断に関する秘密情報を開示者および一般社団法人環境共創イニシアチブの許可なく口頭・インターネット・SNSなどいかなる手法においても発表、公開、漏洩、利用しないこと。
- ② 業務上知り得た、技術・営業および省エネ診断に関する秘密情報については、本件業務遂行以外の目的で使用しないこと。
- ③ 業務完了後も、業務上知り得た技術・営業および省エネ診断に関する秘密情報を秘密に保持すること。
- ④ 個人情報は細心の注意を払い、個人情報保護法の規定の範囲を超えた利用をしないこと。

3. 損害賠償責任

- ① 前各条項に違反して、開示者の秘密情報を開示・漏洩もしくは利用し開示者または第三者に損害が発生した場合、法的な責任を負担するものであることを確認し、その損害を賠償すること。
- ② 前項の損害賠償額は一般社団法人 環境共創イニシアチブとの協議により定めるが、現実には被った通常かつ直接損害の額に限るものとする。

以上

4. 申請書類

申請の際は、下記記載内容に同意するものとする。
(なお、本書式の提出は不要である。)

暴力団排除に関する誓約事項

当社(団体である場合は当団体)は、省エネ診断実施機関としての登録申請に当たって、また、当該契約期間満了及び将来においても下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(法人、又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

5. 診断結果の報告書(参考)

株式会社〇〇工業 様

参 考

省エネルギー診断報告書

平成〇年〇月〇日

省エネ診断の 受診事業者	事業者名	株式会社〇〇工業		補助事業の 申請書番号	KS-2018040100000
	事業所名	本社第2工場			
	事業所 所在地	神奈川県〇〇市〇〇町1-2-3			
省エネ診断 実施機関	機関名称	株式会社〇〇エネルギーマネジメント		機関コード	12345
	診断責任者	● ● ● ●	診断担当 者	● ● ● ● ● ● ● ●	
	診断実施日	2018/11/4			
備考					

5. 診断結果の報告書(参考)

I. 省エネルギー診断結果総括

1. エネルギー管理状況について

- ・貴施設のエネルギー管理状況は平均点が3.4点です。
- ・エネルギー管理状況の詳細については、下記チェック表をご覧ください。チェック表が×の項目について改善をご検討下さい。
- ・エネルギーの計測・記録は充分に行われていますが、これらの計測結果を従業員へ共有することにより、従業員の省エネに対する意識付けを行ってください。
- ・省エネ目標は定期的に見直すことにより、更なる省エネの促進を行ってください。また、省エネ効果は定期的に検証し、実効性のある省エネ活動を行ってください。

区分	評点	項目	質問	チェック
管理体制	3.5	組織の有無	エネルギーを管理する責任者や部署を決めていますか	○
		トップの意思決定	ポスターやスローガン等で周知を図っていますか	×
		関連部署の連携	複数部署からのメンバーが活動に参加していますか	○
		活動記録	エネルギー管理活動の記録(議事録など)はありますか	○
		計画的人材育成	エネルギー管理に関する人材育成をしていますか	△
運転管理	3.8	運転基準	主要設備の運転基準はありますか	○
		運転管理する人	基準に従って、運転管理する人を決めていますか	△
		最大電力管理	デマンド計などで最大電力に注意を払っていますか	○
		基準の見直し	運転基準は必要に応じて見直していますか	△
計測・記録	5.0	エネルギー使用量	エネルギー使用量の伝票等の記録はありますか	○
		設備稼働時間	燃焼,空調,照明等主要設備の稼働時間記録はありますか	○
		個別エネルギー量	部門又は用途別のエネルギー使用量を把握していますか	○
		設備運転状況データ	温度、照度、電流値など運転データを測定していますか	○
		精度管理	主要な計測器の校正等精度管理を実施していますか	○
保守・管	3.8	保守点検基準	主要設備の保守点検の基準はありますか	○
		保守点検記録	主要設備の保守点検の記録はありますか	○
		図面整備	竣工図、系統図等整備されていますか	○
		補修・更新計画	保守点検記録により、補修・更新計画をたてていますか	×
見える化	3.0	エネルギーのグラフ化	エネルギーデータをグラフ化していますか	○
		過年度データ比較	エネルギーの前年度等データはありますか	○
		共有	エネルギーの使用状況等を社内に共有していますか	○
		原単位管理	原単位管理していますか	×
		データ解析	エネルギーの増減等について原因を解析していますか	×
P D C A	1.2	目標設定	省エネ等の目標設定がありますか	△
		目標見直	省エネ目標の見直しをしていますか	×
		設備改善	設備改善・対策の実施や見直しをしていますか	△
		改善効果	改善・対策の効果の検証をしていますか	×

5. 診断結果の報告書(参考)

2. エネルギー使用状況

- ・貴施設では、原油換算で年間330.27kLのエネルギーを使用し、このうち電力が半分以上を占めています。
- ・エネルギーコストは年間23,444,000円です。このうち電力のコストが9割弱を占めています。

3. 年間エネルギー使用量

種別	エネルギー使用量	原油換算量(kL)	エネルギーコスト(円)
電力	757,733 kWh	197.76	20,500,000
ガス	1,455.84 立米	38.11	440,000
ガス(液化)	1,264.80 トン	33.11	630,000
石油	60.00 kL	59.69	1,800,000
地域供給熱	61.20 GJ	1.60	74,000
その他1:			0
その他2:			0
合計	-	330.27	23,444,000

4. エネルギー使用の分析結果

- ・石油については、製造工程における加熱処理で使用され、工程上必須のものであることや、比較的省エネ性の高い機器に更新済みであることから、更なるエネルギー使用量の削減は限定的であると考えられます。
- ・電力については、今回の補助金事業で照明及び空調の更新を行ったことからエネルギー使用量は今後減少していくと考えられますが、運用方法の改善などにより更なる削減が見込まれます。

5. 診断結果の報告書(参考)

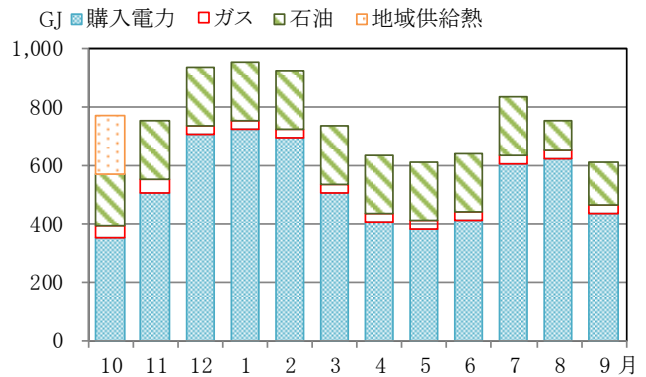
II. 省エネルギー診断結果詳細

1. 月別エネルギー使用量

・電力は夏期及び冬期に多く使用されています。空調負荷が大きいと考えられます。

・石油やガスの使用量は季節による変化は大きくないものの、8月は生産量の減少に伴い、使用量も減少しています。

・夏期及び冬期のエネルギーは、容量の大きい空調機器類・電熱器類の稼働の検証が望まれます。

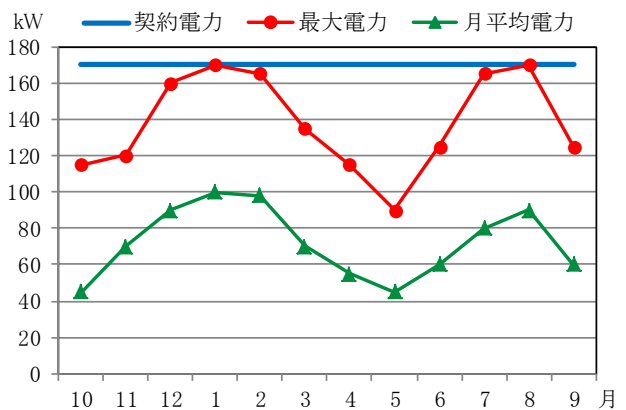


2. 月別電力使用量

・最大電力は、空調を使用している1月及び8月に契約電力である170kWに達しています。

・年間の平均電力は72kWであり、最大電力の42%にあたります。この数値が高いほど、平準化されていると言えます。

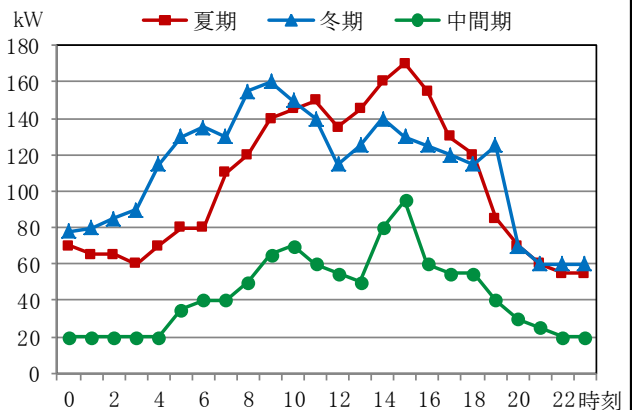
・容量の大きい空調機器の立ち上げを分散して行ったり、最大電力が記録される時間帯に停止させることでピークカットに努めることが望まれます。



3. 時刻別電力使用量

・夏期の電力は15時頃にピークが見られます。これは外気の上昇により、空調負荷が大きくなっていると考えられます。

・冬期の電力は9時ごろにピークが見られます。これは、従業員の出勤とはほぼ同時に各オフィスの空調が稼働し、負荷が大きくなっているためと考えられます。



5. 診断結果の報告書(参考)

4. 改善提案

・冷房は23℃から25℃、暖房は21℃から23℃に設定されています。夏の軽装も認められていることから、冷房設定温度は26℃、暖房設定温度は21度とすることを提案します。

・天井照明が必要以上に配置されているオフィスがあります。間引きや窓際照明の消灯等による消費電力削減を提案します。

・空調の室内機フィルタや室外機フィルタの清掃のルールがありません。定期的な清掃により空調効率を改善することができます。

設備	内容	難度	コスト
照明	人感センサによる照明の自動点滅	中	¥200,000
照明	不要照明の消灯	低	¥0
照明	照明の間引き、窓際照明の消灯	低	¥0
空調・冷凍冷蔵設備	室内温度の適正管理	低	¥0
空調・冷凍冷蔵設備	外気取り入れ量の適正化(削減)	低	¥0
空調・冷凍冷蔵設備	室外機フィン、室内機フィルタの清掃	低	¥0
空調・冷凍冷蔵設備	運転時間の短縮	低	¥0
空調・冷凍冷蔵設備	冷温水温度・冷媒蒸発温度等の適正化	中	¥0
空調・冷凍冷蔵設備	空気比の適正化	低	¥0
空調・冷凍冷蔵設備	室外機の日蔭化・散水	低	¥50,000
空調・冷凍冷蔵設備	窓ガラスの日射対策	中	¥120,000
ボイラ・給湯・配管	空気比の適正化	低	¥0
ボイラ・給湯・配管	保温・保冷・断熱	中	¥400,000
ボイラ・給湯・配管	運転時間の短縮	高	¥0
受変電設備	変圧器の統合・休止	高	¥200,000
一般管理・給排水・その他	デマンド管理(自動/手動)	低	¥0
一般管理・給排水・その他	給水設備管理(節水コマ、擬音装置等)	低	¥50,000
一般管理・給排水・その他	OA機器・自販機等の待機電力削減	低	¥0
一般管理・給排水・その他	風呂・プール・配管の保温対策	高	¥180,000
プルダウンで設備を選択	設備に関連して、一般的な提案内容がプルダウンの選択肢に表示		

公募に関するお問い合わせ、登録申請方法等の相談・連絡

一般社団法人環境共創イニシアチブ
「平成29年度補正予算省エネルギー設備の導入・運用改善による
中小企業等の生産性革命促進事業」における省エネ診断に関する
お問い合わせ窓口

TEL:0570-077-317 (ナビダイヤル)

※ IP電話からのお問い合わせ TEL:042-303-4215

受付時間 10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)

ホームページ: <https://sii.or.jp/>